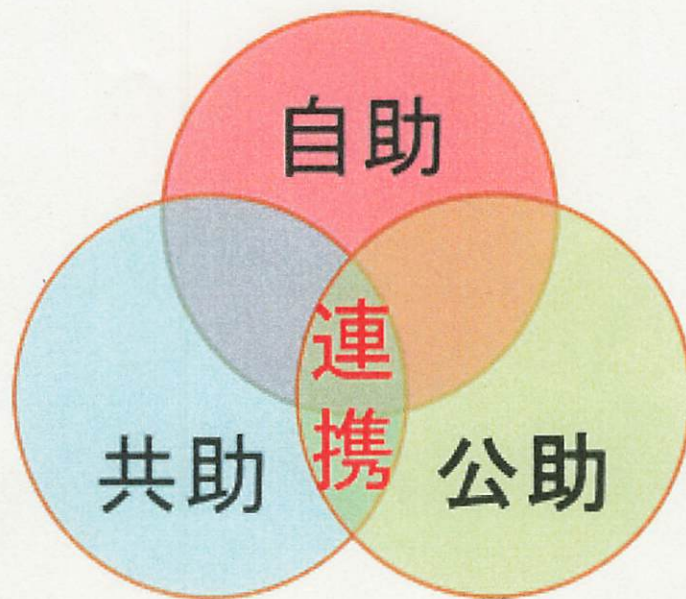


安心、安全の街作りに向けて

# ひばりヶ丘自治会防災計画



AEDを設置しています

ひばりヶ丘自治会  
防災・防犯グループ

平成28年12月 1日作成

# ひばりヶ丘自治会防災計画

## 目 次

1、基本的な考え方	P 1
2、活 動 方 針	P 2~3
3、地区の特性と災害	P 4
4、地区の現状と防災組織	P 4~6
5、避難所・施設	P 7
6、自主防災訓練	P 7~8
7、水害(浸水)時の避難行動指針	P 9
8、水 害(浸水)	
1)浸水予測区画	P 10
2)指定避難所と避難経路	P 11
9、安心・安全まちづくり協力者名簿および医療機関	P12

別・資料編と続く

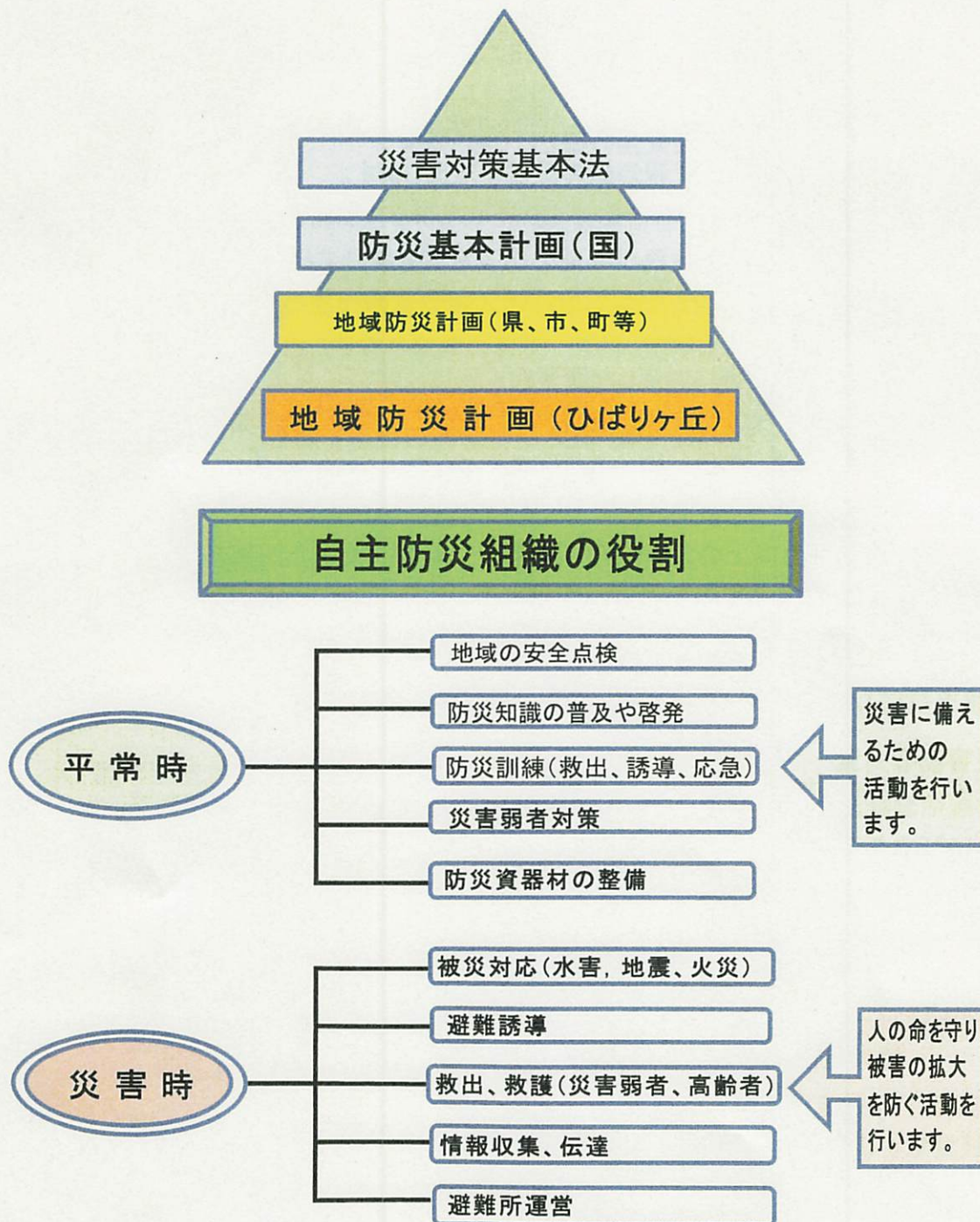


# 1、基本的な考え方

地区防災計画を作成するに当たり、過去の災害を教訓に地域住民自身の活動による災害予防と減災を基本に一人一人が平素から災害を「正しく恐れ」、「正しく理解して」行動出来る計画を目指しました。

「自分たちの命は自分たちで守る」自助、

「自分たちの地域は自分たちで守る」共助、を共通の理念として安心で安全な災害に強い街づくりを達成する為、ひばりヶ丘自治会会則に規程する、防災、防犯、自衛消防隊規約を主体に活動をして参ります。



## 2、活動方針

このひばりヶ丘自治会防災計画は、過去の被災経験のもと、「水害」、「地震災害」、「火災」等に対応する防災・減災を重点課題とし、高齢化「災害弱者」対策をも含めた活動とします。

### (1) 平常時の対応

被災時の対応能力向上のため、災害に備えるための活動をおこないます。  
又、自助・共助の意識向上の為の活動も推進してまいります。

#### ア) 自宅・地域の安全点検

自助の精神のもと先ず身の安全確保の為の活動に取り組みます。

- ・自宅の地震対策と防犯対策を推進します。
- ・共助として隣保会の開催により隣保のコミュニケーションを図ります。
- ・不審者対策と高齢者対策を図ります。
- ・既存組織のひばりヶ丘防犯グループ・防災グループ・女性ボランティアグループの規約を継続して見直し地域安全の礎として参ります。
- ・自宅の火災対策として火災報知機の設置を推進します。

#### イ) 防災知識の普及や啓発

防災対策の基本は地域の住民が共通の防災意識を持つことです、そのために必要な防災知識の習得に必要な研修、普及活動を実施します。

- ・市の出前講座を活用して防災、防犯、交通の講座を実施します。
- ・専門知識者を招き災害に対応した講習会を実施します。
- ・防災・防犯担当監事のもと人材発掘のための研修を実施します。
- ・防災リーフレット、チラシなどを配布し、防災意識の高揚を図る。
- ・災害時の情報収集、伝達に関する手順を作成します。

#### ウ) 防災訓練

被災時の対応能力向上の為「水害」・「地震」・「火災」に備えた訓練を年1回以上実施します。

- ・応急手当講習修了者の更新講習(3年毎)と新規講習を継続実施する。
- ・実働訓練(避難・消火・放水・救出・AED)
- ・机上訓練(ハザードマップ・DIG・HUG・クロスロードゲーム・情報伝達)

#### エ) 災害弱者対策

平素より地域の相互理解により絆を大切に活動を推進してまいります。

- ・地域「支え合いマップ」作成、更新を図り活動の維持、支援を行う。
- ・地域生活支援活動の強化を図る。

#### オ) 防災資器材の整備

被災時の被害想定のもと防災資器材の充実と整備点検を図ってまいります。

- ・現有器材の整備点検を年1回、防災防犯担当監事及び理事役員が実施する。  
消火栓器材・消火器・消火貯水槽 etc  
(\* 防災設備図参照)
- ・被災想定のもと必要装備の充実をめざします。  
非常発電機・避難用ボート・その他防災用具 etc



## (2)被災時の対応について

主にひばりヶ丘自治会規約にもとずき被災時は各必要組織を立ち上げて対応して参ります。

### イ) 災害対応

#### ○ 水害(浸水)対応

浸水の発生が予測される時はたつの市河川監視システムにより警戒レベル水位を監視しながら順次「避難行動指針」に示すレベルの避難行動を取ります。

\* 別表P「避難行動指針」及びP「ひばりヶ丘自治会浸水マップ図」を参照

#### ○ 地震対応

被災状況の確認をする。

各隣保は隣保内の被災状況を確認の上報告する。

避難行動要支援者、生活支援者登録者、高齢者の安否確認を支援する。

#### ○ 火災対応

出火時の初期消火

原則初期消火に留めると共に出火元宅の居住者の安否確認を優先する。

又、火災延焼警戒巡視を行う。

### ロ) 避難誘導

○ 避難、誘導を必要とする事案が発生した場合は適正な経路と方法を決定、指示する。

○ 原則避難行動は隣保単位とする。

但し危険性が高い場合は個人の判断による。(自分の身は自分で守るを優先)

### ハ) 救出・救護(災害弱者、高齢者対策)

○ 災害弱者を最優先に安全確保を図ると共に地域「支え合いマップ」登録者の安否確認をを行い必要に応じて救助、避難所までの誘導、搬送を行う。

○ 負傷した者に応急手当の処置をする。

自治会主催応急手当受講者を主に対処する。

○ 倒壊家屋等での生き埋め被災者の救出に努める。

### ニ) 情報収集・伝達

○ 自治会区域内の被害状況(人、建物、浸水、火災)等、情報を収集する。

○ 情報の一本化と正確な情報を提供する。

### ホ) 避難所運営

○ 平時の避難所運営訓練(机上)及びHUG訓練(実技)を生かした避難所運営を行う。

## (3)避難行動要支援者(災害時要援護者)等への対応

災害時に被害を受けやすいのは、災害時要援護者です。

当自治会に於いても高齢化が進行中、障害者対策も含めた対応が求められている。

平時をも含め以下の対策を行います。

○ 災害対策基本法で定める「避難誘導支援者名簿」の作成

\* 当自治会の場合:地域「支え合いマップ」の活用

:「地域生活支援活動」の活用強化を図り対応します。

○ 支援者の緊急連絡体制「住民台帳」の充実(更新・追加)を行います。

○ 平素からコミュニケーションをはかり絆を構築して行きます。

○ 避難(災害)の必要が生じた場合は支援者を主に隣保内で助け合い対応する。

### 3、地区の特性と災害予測

#### (1) 地域の特性

- 揖保川や馬路川の増水により浸水被災を経験している。
- 低地のため浸水被災時は避難経路がない。
- 埋め立て造成地の為、地震(液状化)に弱い。
- 旧建築基準法の建築物が多い
- 集合住宅地のため住宅間が密接している。

#### (2) 災害予測

- 揖保川の決壊や馬路川の増水、大正池(原)の堤防決壊などによる浸水被害。
- 旧建築基準法時の建築物が多く既存しており地震による倒壊の危険がある。
- 高齢居住者が多いため火器の不始末による火災発生。  
\* 特に冬季の強風時には住居が隣接しており延焼の危険性が高い

### 4、地区の現状と防災組織

#### (1) 当自治会の現状

\* 自治会調査 H.28年度12月1日現在

所帯数 : 202 所帯	居住者数	人口	530人
空家数 : 32 戸		75歳以上	120人
一人住い数: 40 戸			

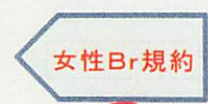
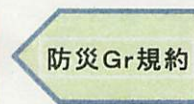
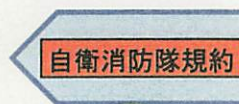
#### (2) 防災組織

ひばりヶ丘自治会に於いては会則及び規則、規約等による緊急時の対応を定めています。

\* 次ページ(3)自治会組織(防災組織)・(4)被災時活動組織体制表参照

##### \* 関連自治会会則

- 自治会則第9章23条防犯・防災担当監事の任命について記載。
- 自治会則第11章43条担当監事の職務について記載。
- 自治会則第14章58条グループ構成について記載。



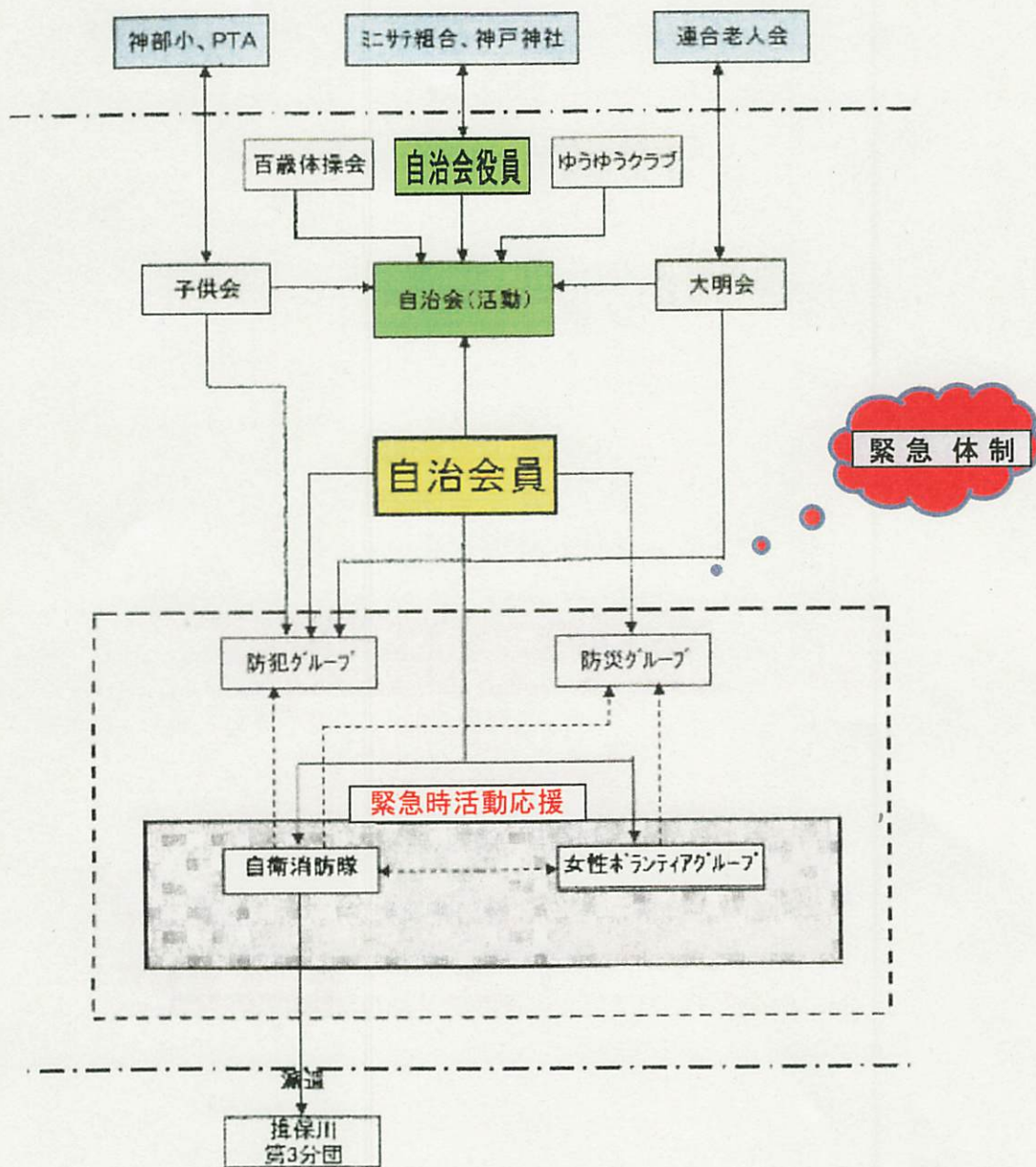
\* 組織編成、規約は別紙各グループ規約参照



(3) 自治会組織と防災組織

ひばりヶ丘自治会組織図

H28年4月修正



[ ]内は新規にグループを立ち上げる(活動はすべてボランティア支援とする)

#### (4) 被災時の活動組織体制

(緊急時はひばりヶ丘自衛消防隊及び女性ボランティアグループ規約で対応する。)

役 名	自治会役職	活動時担当 氏 名	電 話 (72)~	備 考
総 務 (本部)	会 長	隊 長		本部業務全般指揮
	防災担当監事	隊長補佐		隊長補佐
	副 会 長(男)	副 隊 長		救護、避難全般
情 報 班 (避難・誘導)	副 会 長(男)	担当責任者		
	西1班隣保長	隊 員		
	西2班隣保長	隊 員		
	西3班隣保長	隊 員		
救出・救護班	副 会 長(女)	担当責任者		
	会 計 監 査	責任者補佐		
	西7班隣保長	隊 員		
	西8班隣保長	隊 員		
	西9班隣保長	隊 員		
避難・誘導班	副 会 長(男)	担当責任者		
	福祉・人権監事	責任者補佐		
	西4班隣保長	隊 員		
	西5班隣保長	隊 員		
	西6班隣保長	隊 員		
消火水防班	書 記	担当責任者		
	東1班隣保長	隊 員		
	東2班隣保長	隊 員		
	東3班隣保長	隊 員		
	東4班隣保長	隊 員		
	東5班隣保長	隊 員		
	東6班隣保長	隊 員		
	緊急招集者	隊 員 * 18歳~59歳迄の男性自治会員		
物資・介護	会 計 監 査	担当責任者		
	緊急招集者	隊 員 * 女性ボランティアグループ員		

H29年4月1日

#### (5) 被災時の活動内容

被災時はひばりヶ丘自衛消防隊規約及び女性ボランティアグループ規約により対応する。  
規約内容は各戸配布済みの自治会各種会則、規約(規程)集を御参照下さい。

#### (6) 緊急時の連絡先機関

連 絡 先	電 話 番 号
たつの市役所危機管理課 (休日・夜間)	TEL 64-3219 TEL 64-3131
揖保川総合支所地域振興課	TEL 72-2525
たつの消防署揖保川出張所	TEL 72-2900
西播磨水道企業団	TEL 0791-22-7123
たつの市下水道課	TEL 64-2168
関西電相生営業所	TEL 0791-22-0730
休日夜間急病センター	TEL 63-5510
たつの警察署	TEL 63-0110
その他特記事項	
防災行政無線が聞き取れないときは? 防災行政無線自動応答サービス TEL63-5454(20回線)	



## 5、避難所・施設 (たつの市指定避難所は下記の通り)

### (1) 緊急指定避難所

地区名	避難所	対象地区名
神部	揖保川中学校	正條・山津屋・竜野駅前
	神部小学校	黍田・原・大門
	揖保川公民館	ひばりヶ丘・グリーンハイツ・神戸山・神戸北山

### (2) 二次避難所

地区名	避難所	住所
神部	揖保川ときめきセンター	揖保川町黍田427-25
	アクアホール	揖保川町正條354-1

### (3) 一時避難所(自治会で指定する臨時集合場所)

地区名	避難所	住所
神部	ひばりヶ丘公民館	揖保川町片島～
	神戸神社	揖保川町神戸北山～

### (4) 災害時要援護者施設(福祉避難所協定書締結先一覧: 抜粋)

名称	住所	連絡先	備考
特別養護老人ホーム 揖保の郷	揖保川町馬場747番地	0791-72-2000	高齢者
特別養護老人ホーム いほがわ荘	揖保川町半田608番地1	0791-72-6600	高齢者
介護老人保健施設 シルバーケア揖保川	揖保川町半田703番地1	0791-72-6260	高齢者
サルビア園	揖保川町黍田430番地1	0791-72-6060	知的障害者

## 6、自主防災訓練

地域住民が「地域防災計画」に沿って適切な判断、行動が出来るよう、市や消防署、警察などとも連携しながら次の訓練を毎年度適時計画実施します。

### (1) 避難訓練

- 避難行動要支援者(災害時要援護者)を含む夜間避難訓練の実施。

### (2) 応急処置訓練

- 心肺蘇生(AED含む)応急処置研修。
- 応急手当研修(軽微なケガ、ネンザ等)。

### (3) 情報収集・伝達訓練

- Jアラート(全国瞬時警報システム)及び防災無線の対応訓練
- メディアからの情報収集。
- 避難誘導支援者(災害弱者)情報伝達。

### (4) 給食・給水訓練

- 避難所を想定した炊き出し、非常食による訓練の実施。

### (5) 啓発活動

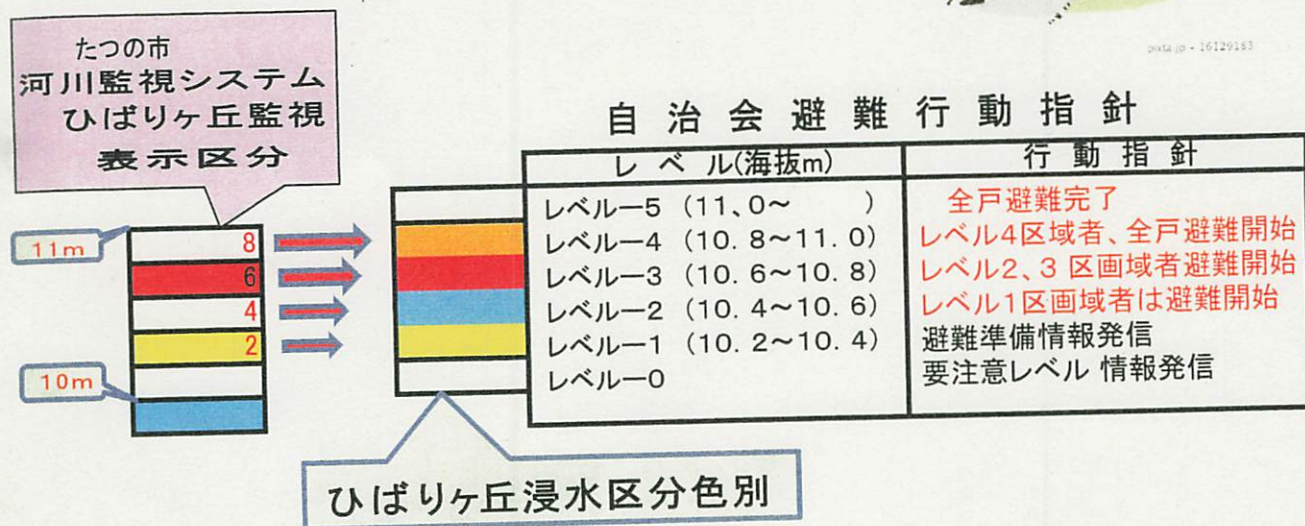
- リーフレット、パンフレットによる啓発。

# 7、水害(浸水)時の避難行動指針

水害(浸水)被災時の対応



## (1) 監視表示レベルと行動



## (2) 避難行動手順

- 1) レベル0  ひばりヶ丘防災グループ規約に定める役員は対策本部設置準備に入ると同時に会員に情報発信を開始する。
- 2) レベル1 (一部浸水開始)  規約に定める役員は対策本部を立ち上げると共に避難準備を全戸に周知する。特に災害要援護者は避難開始
- 3) レベル2 (一部通行不能あり)  レベル1区画域者は一次避難所(公民館)に避難完了する。
- 4) レベル3 (一部床下浸水開始)  レベル2、3区画域者は一次避難所(公民館)に避難を完了する。このレベルで避難経路が神社ルートのみとなる。
- 5) レベル4 (一部除く全戸浸水)  全戸避難開始・緊急避難所に移動開始及び避難所開設
- 6) レベル5 (全戸浸水状態)  緊急異常事態・役員以外は避難所に移動する。

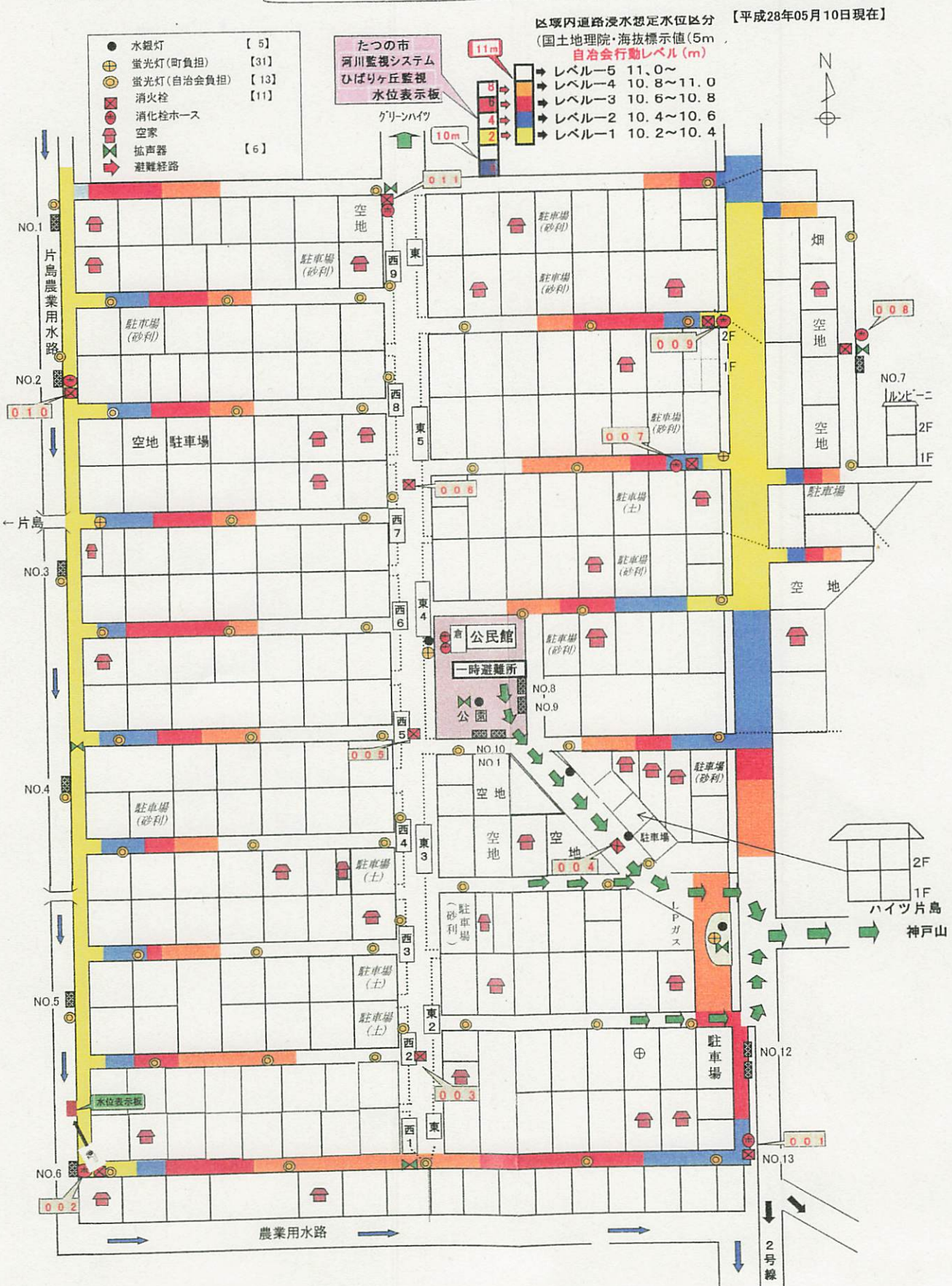
\* たつの市河川監視システムたつの市のホームページより常時閲覧できます  
詳しくは下記にお問い合わせください。

所属課室：総務部危機管理課  
住所：兵庫県たつの市龍野町富永1005-1  
電話番号：0791-64-3219 FAX 番号：0791-63-2594



# 8、水害(浸水)時の浸水予測

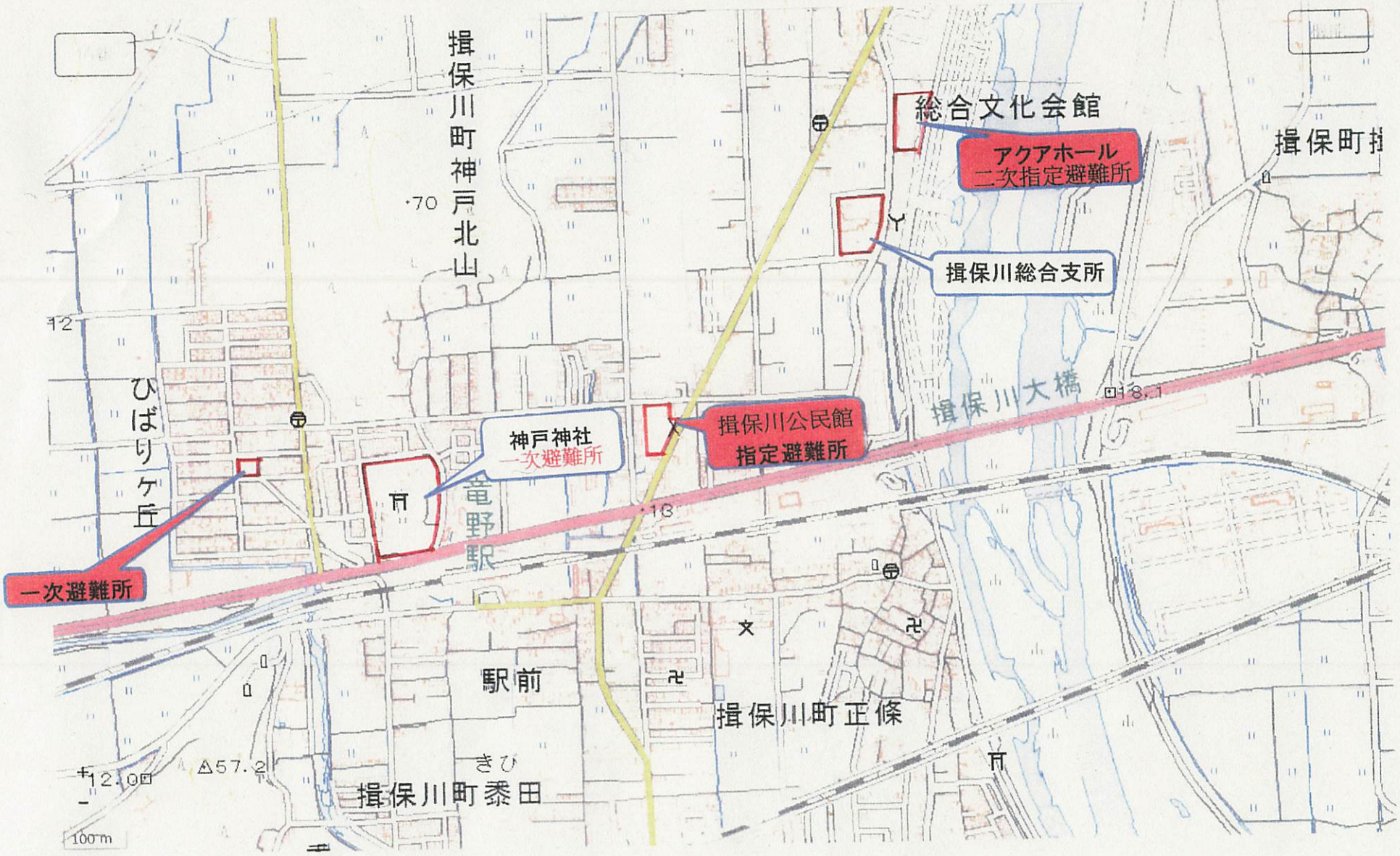
## ひばりヶ丘浸水予測と避難経路 (兼防災設備図)





# ひばりヶ丘自治会指定避難所(一次)と経路

—  
—  
—



100m



## 9、安心安全街づくり協力者

### 1) 自治会内医療関係者

(指名公表については依頼中です)

医療関係者 医 師  
医 師  
看 護 師  
看 護 師  
看 護 師

介護関係者 介護福祉士  
介護福祉士  
介護福祉士

### 2) 応急手当講習修了者

隣保	受講者	隣保	受講者	隣保	受講者
西1隣保		西1隣保		西1隣保	
"		西2隣保		西3隣保	
西3隣保		西3隣保		西4隣保	
西4隣保		西4隣保		西4隣保	
西5隣保		西6隣保		西6隣保	
西6隣保		西6隣保		東2隣保	
西7隣保		西8隣保		東3隣保	
東1隣保		東2隣保		東4隣保	
東2隣保		東3隣保		東5隣保	
東3隣保		東4隣保			
東5隣保		東5隣保			
東5隣保		東6隣保			

\* 印はたつの市市民救急・救命隊員

### 3) 近隣の医療機関

医療機関名	電 話	所 在 地
赤川歯科医	0791-72-7777	揖保川町片島906-40
石原歯科医院	72-4181	揖保川町山津屋129-3
正条クリニック	72-2033	揖保川町山津屋9-4
米花クリニック	72-6565	揖保川町正条188-3
中村医院	72-5915	揖保川町神戸北山154-1
いなだ歯科クリニック	72-7222	揖保川町新在家207-15
うえだハートクリニック	76-7006	揖保川町新在家15-121
小宅歯科医院	72-5000	揖保川町正条221-4

### 4) その他、近隣の医療機関

医療機関名	電 話	所 在 地
山本歯科医院	67-0088	揖保町西構177-8
たつの市民病院	079-322-1121	御津町中島6666-1
夜間休日急病センター	0791-63-5510	龍野町富永410-2

### 5) 避難行動要支援者(災害時要援護者)への情報伝達支援

避難行動要支援者(災害時要援護者)等への情報伝達は主に支え合いマップに登録に(記載)されている支援者がその任にあたることとする。又、必要に応じて当該隣保長は補佐をする。(尚、登録記載名簿等については個人情報のため関係者のみの公表とする。)

# 資料編

## 目次

1、ひばりヶ丘自治会防災の歩み	P 1
2、馬路川水系	P 2~3
3、家庭で出来る防災対策	P 4
4、災害への心構え	P 5
1)火    災	P 6
2)水    害	
5、情報収集と伝達	P 7
6、連絡(安否確認)方法	P 8
7、わが家の防災評価(チェックシート)	P 9
8、気象警報について(大雨の場合)	P 10
9、ひばりヶ丘防災関連規約	P 11
1)ひばりヶ丘防災グループ規約	P 12
2)ひばりヶ丘自衛消防隊規約	



# 1、ひばりヶ丘自治会防災の歩み

## 1) 活動履歴

年 月 日	事 業	内 容
昭和5?年	消防団結成	揖保川町消防団ひばりヶ丘分団発足
昭和5?年~	年末警戒	消防団結成年より開始~現在に至る
昭和51年	消防団水害対応	台風17号による避難、警戒活動
昭和52年	小型消防自動車購入	
平成7年4月	分団解散、機動分団化	年末警戒分団解散により自治会に移行
平成18年	防災・防犯Grの設立	設立に伴う規約、補助金申請 * 県認可(兵第一1378号)

## 2) 訓練履歴

年 月 日	事 業	内 容
平成18年6月	第1回防災訓練	避難訓練及びたつの市総合防災訓練に参加 * 西田市長公園訓練視察
平成21年9月	第2回防災訓練	一般屋外訓練(参加90戸:120名)
平成27年9月	第3回防災訓練	避難・一般訓練(参加160戸:170名)

## 3) 教育・その他

年 月 日	事 業	内 容
平成26年7月	教 育 点 検	応急手当講習(修了書発行コース)修了者32名 消火器自治会内一斉業者点検
平成27年6月	住民台帳整備	要援護者マップの作成
6月	備品調査	個人防災備品所持調査
7月	教 育	災害図上訓練(DIG)
10月	備品整備	AED 購入(メーカ講習会実施)
11月	規約改正	自治会会則変更に伴うGr規約修正
平成28年5月	教 育	防災出前講座
6月	教 育	避難所運営(HUG)訓練
平成28年7月	地域防災計画作成	



## 2、馬路川水系

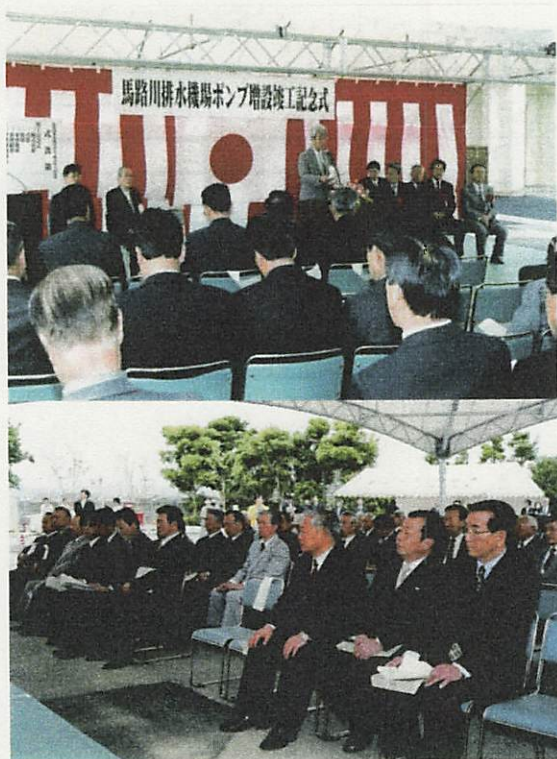
\* 資料(姫路河川国道事務所広報による)

### 1) 概要

- 1) 馬路川は、揖保川7, 3km地点に合流する流路延長5. 0 km河床勾配 1/1350の流れの穏やかな河川です。
- 2) 昭和41年に揖保川合流点から八カ坪橋まで約3, 5 kmが一級の指定を受け兵庫県により管理されています。
- 3) 馬路川流域は合流点付近より中流部までが低い地形を示しているため、古くから内水被害に悩まされてきました。

### 2) 経過

- 1) 昭和51年より(旧建設省)内水調査を実施  
(昭和51年の台風17号により4日以上にわたり雨が降り続き浸水被害が出る。)
- 2) 昭和56年 第一期工事.....毎秒 5 $m^3$
- 3) 昭和63年 第二期工事.....毎秒 10 $m^3$ の排水機場完成
- 4) 平成17年増設工事..... 毎秒 16 $m^3$ に改造(水中ポンプ設備の増設完成)



### ・主ポンプ

立軸軸流ポンプ6.5  $m^3/SEC \times 2$

### \* 自家発電機

420kWディーゼルエンジン2基

### ・水中ポンプ

軸流コラム形水中モータポンプ

1.5  $m^3/SEC \times 2$

### \* 自家発電機

388kWディーゼルエンジン1基

### ・現状の排水能力

\* 5760  $m^3/Hr$ (Max時)

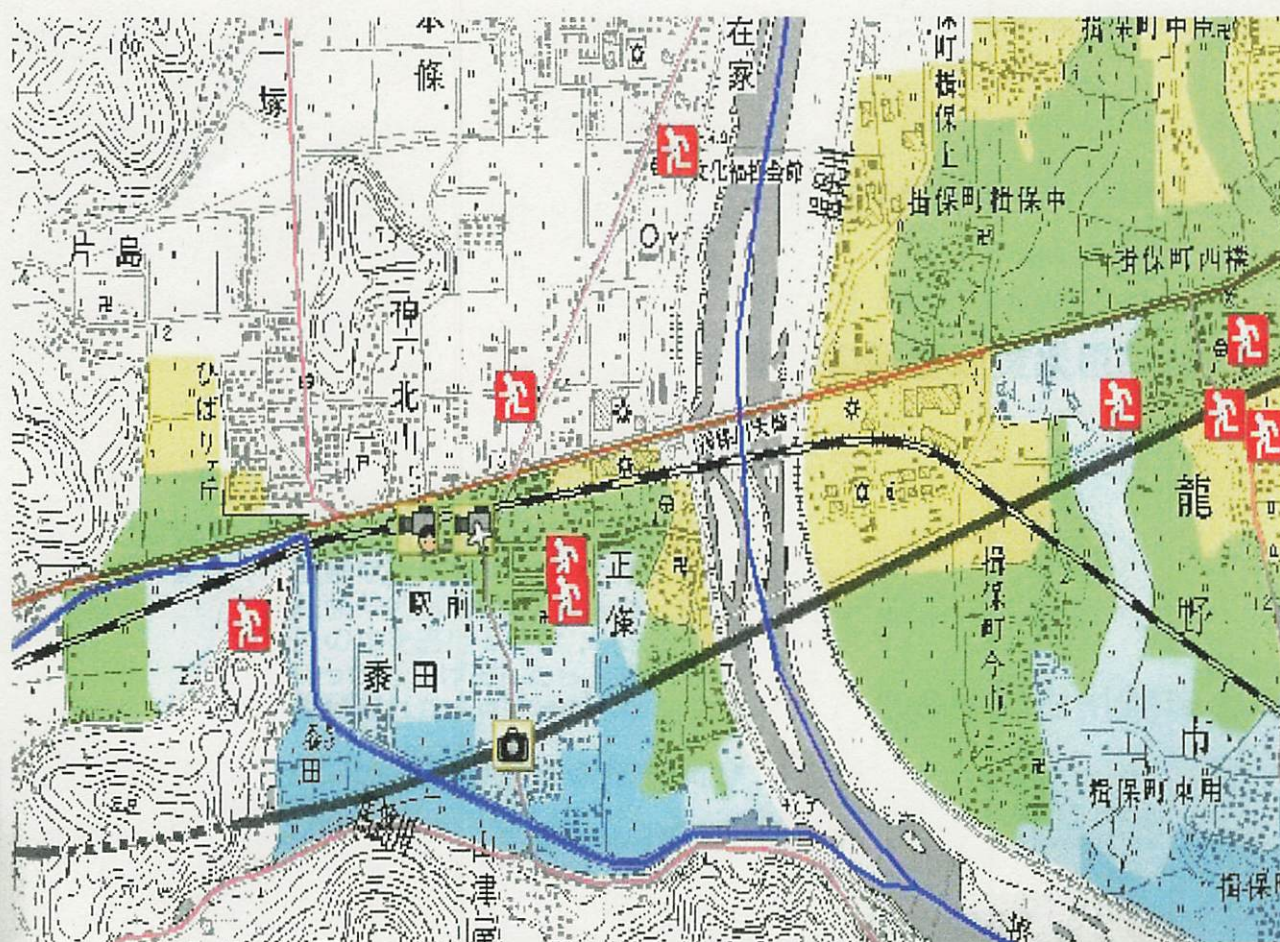


### 3) 過去の水害(馬路川水系)

災害年月日	流域累加雨量 (mm)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	浸水面積 (ha)	備 考
昭和51年9月10日 (台風17号)	771	637	440	263	9月8日～13日 全戸浸水・避難
平成2年9月17日 (台風19号)	284	—	39	56	豊岡市円山川氾濫
平成4年8月19日 (台風11号)	153	—	5	21	相生市に上陸(国際名ケント)
平成5年7月27日 (台風7号)	116	—	—	15	
平成16年9月29～30日 (台風21号)	208	44	440	109	ひばりヶ丘床上・床下80戸以上被災
平成24年7月7日 (前線豪雨)	140	—	2	—	
平成25年9月4日 (台風17号)	129	—	3	—	
平成25年9月4日 (台風11号)	168	—	—	—	

### 4) 馬路川水系流域の浸水想定マップ

\* おおむね100年に1回程度揖保川が氾濫した場合を想定



黄色	0 ~ 0,5m	未 満
緑 色	0,5~1,0m	未 満
薄 青	1,0~2,0m	未 満
青 色	2,0~4,0m	未 満



### 3、家庭で出来る防災対策

#### 1) 家庭内で防災の話合い



その1: 災害時の連絡方法(携帯電話、災害用伝言ダイヤル)を確認している。

その2: 家族の避難場所や避難方法、避難時(昼・夜)の経路に危険箇所がないか確認をする。

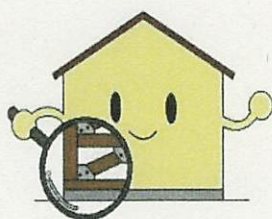
#### 2) 家具等の転倒防止



その1: 家具、テレビなどを金具や突っ張り棒、粘着マットなどで固定する。

その2: 寝室や出入り口付近の家具は転倒しても安全な位置に配置している。

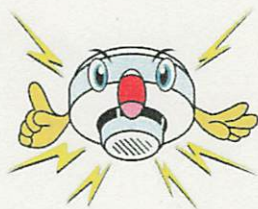
#### 3) 住宅の耐震化



その1: 新耐震基準適用後に建てられたものである。  
それ以前(昭和56年以前に建てられたもの)の建築物の場合耐震診断を行い、必要に応じて改修を行う。

その2: 建物の外壁や柱、基礎などに大きなひび割れなどがいないか確認する。

#### 4) 住宅用火災放置器の設置



その1: 住宅用火災報知機を設置している。

\* 高齢者は消し忘れ時の為に台所にも設置しましょう

#### 5) 非常用食糧等の備蓄



その1: 家族7日分の非常用食糧・飲料水を備蓄している。

その2: その他家族が必要な非常用持出品  
(医薬品、懐中電灯ラジオ等)をそなえている。

#### 6) 住宅保険の加入

住宅再建に役立つ保険に入っていますか、確認しておきましょう



## 4、災害への心構え

### 1) 火 災

火災が起きたら →

- ① 先ず通報「119」
- ② 初期消火
- ③ 避 難 ……

……の順番、速やかに行動をしてください。

#### 『地震時に火災を消す三度のチャンス』

- 1) 小さな揺れを感じた時  
最初の地震はそう強い衝撃でないはず。  
グラッと来た時はその2～3秒の瞬間を捉え使用中の火を消す。
- 2) 大きな揺れを感じた時  
大きな揺れの時は、火を消すことは困難。  
一度机の下などに身を伏せ、揺れが収まるのを待ってから火を消す。
- 3) 出火した時  
もし出火しても1～2分程度では燃え広がらない。  
手元近くにある消火器で消せるはずだが天井に火が入る迄が限度なので  
早く近所に知らせて燃え広がる前に協力して火を消す。

#### 『火元毎の消火方法』

- 1) 油なべ  
毛布や大きめのタオルをぬらして火の手前からかぶせて空気を遮断する
- 2) 石油ストーブ  
真上から一気に水を掛ける。  
灯油がこぼれて広がったら、毛布などで覆ってから水をかける。
- 3) 電気製品  
先ずコンセントを抜いて感電防止をしてから消火する。

#### 『火災からの避難ポイント』

- ▶ 天井に火が移った時が避難の目安。
- ▶ 避難はお年寄り、子供、病人を優先する。
- ▶ 服装や持ち物にこだわらず、なるべく早く非難する。
- ▶ 炎の中を逃げる時は、なるべく姿勢を低くする。
- ▶ いったん逃げ出したら、再び中には戻らない。
- ▶ 逃げ遅れた人がいる時は、消防隊にすぐに知らせる。



#### 本当に怖いのは”煙”

煙は有毒ガスを含み、吸うと死につながるほど大変危険です。  
姿勢を低くして、タオルや衣類を口に当て、煙を吸わないように避難しましょう。



## 2) 水 害

### 自らの判断で適切な行動を！

- \* 状況は全て違う
- \* 時間と共に変化する
- \* 危険を感じたら自主避難
- \* 最寄りの避難所へ早めに避難



### 『まずは気象情報』

#### 大雨・洪水注意報

- ▶大雨や洪水による災害の恐れ(危険)がある場合に注意を呼び掛ける。  
(警報となる可能性がある場合に注意報の中でその旨を知らせる)

#### 大雨注警報・洪水警報

- ▶人命や財産に重大な影響を及ぼすような災害の危険がある場合に、警戒を呼び掛ける。
- ▶警報本分中に「xxでは過去数年間で最も災害発生の危険が高い」とある場合はとくに警戒する。

危険を感じたらすぐに自主避難しましょう！

### 『行政からの情報』

#### 避難準備情報

- ▶事態の推移により避難勧告や避難指示が予測され、避難準備を呼びかける。

#### 避難勧告

- ▶居住者に立ち退きを勧め促すもの。

#### 避難指示

- ▶被害の危険が切迫した時に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強くなる。

最寄りの避難所へ早めに避難しよう！

### 『洪水からの避難アドバイス』

#### 履き物

- ▶裸足や長靴は禁物。紐で締められる運動靴で！



#### 歩ける深さ

- ▶男性で約70cm、女性で約50cm深さが腰までの時は禁物！

#### ロープでつないで

- ▶特に子供ははぐれないようにお互いの体をロープで結んで！



#### 足元に注意

- ▶長い棒を杖代わりに安全を確認して歩く！



#### 子供やお年寄りの安全

- ▶お年寄りや子供は背負い、幼児は浮き輪、乳児はベビーバスを利用して安全確保！



## 5、情報収集と伝達

- ・地震発生後、気象庁から発表される情報、TVの地震速報に注意する。
- ・たつの市から避難勧告や避難指示等が発令された場合、速やかに指示に従い行動する
- ・自らもテレビ、ラジオ等を通して情報収集を行い、避難を必要と判断した場合は自主的に避難する。

避難勧告や避難指示の発令や伝達は、次の方法で行われます。

- 国の情報として全国瞬時警報システムとして緊急情報が防災行政無線で流れます。
- たつの市防災行政無線(サイレン、音声伝達)
- たつの市広報車や消防車両などによる広報
- たつの防災防犯ネットメール配信サービスによる緊急配信
- 携帯電話事業者によるエリアメール

### 《情報の入手先》

○兵庫県防災情報

<http://web.bosai.pref.hyogo.ig.jp/public/>

○気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

《たつの市から発令される避難情報には以下のものがあります。》(H28.12.26国公表)

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予測される場合

災害による被害が予測され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難準備・  
高齢者避難開始

- 何時でも避難できるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)は避難を開始しましょう。

避難勧告

- 避難場所へ避難しましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難しましょう。

避難指示  
(緊急)

- まだ避難していない場合は、直ちにその場所から避難しましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

(参考) たつの防災防犯ネットの簡単登録方法

①次の登録用アドレスへアクセス

[tatsuno@bosai.net](mailto:tatsuno@bosai.net)

または、右のQRコードを読み取って、空メール(件名、本文なし)を送信する。



②送信された「【仮登録】情報メール受信」の「利用規約(必読)」を必ず読んで頂き、同意されましたら「利用規約に同意して登録する」を押す。

(携帯電話に迷惑メールの設定をしている場合などは、設定変更が必要な場合があります。)

③登録完了画面が表示されれば登録完了です。

### 《避難行動要支援者(災害時要援護者)への情報伝達》

当自治会では避難行動要支援者は災害時要援護者への情報伝達を避難準備情報が流れた段階より情報伝達、支援活動にはいる。

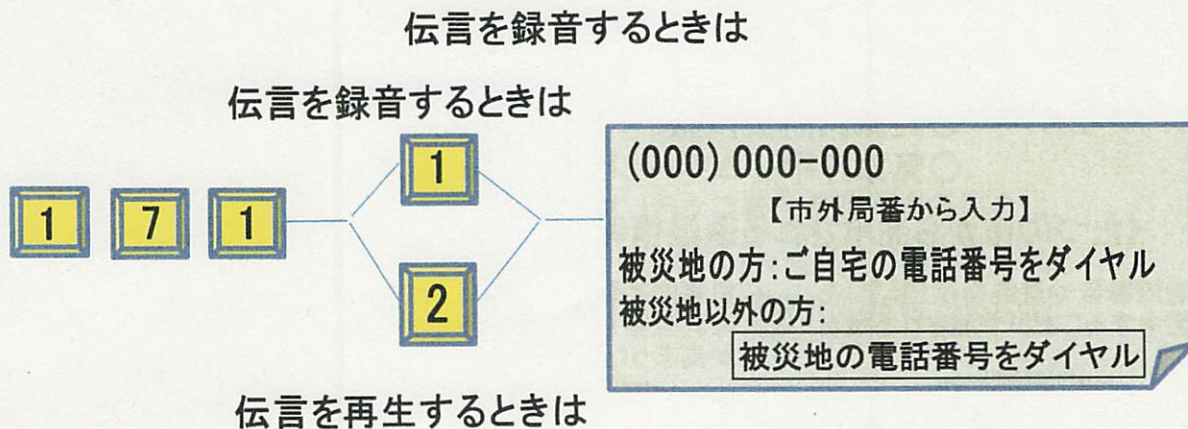


## 6、連絡(安否確認)方法

災害が発生した時の家族や友人の安否確認が出来るよう、  
家族で連絡方法を話し合っておきます。

### 1) 連絡方法

#### (1) 災害伝言ダイヤル「171」を利用する場合



#### (2) 携帯電話の「災害伝言板」を利用する場合

震度6以上の地震など大きな災害が発生したとき、  
携帯電話上に「災害用伝言板」が設けられます。

伝言の録音	伝言の確認
①トップ画面の「災害用伝言板」を選択	①トップ画面の「災害用伝言板」を選択
②「災害用伝言板」の画面から「登録」を選択	②「災害用伝言板」の画面から「確認」を選択
③伝えたい項目を選択(書き込みもできる)	③相手の携帯電話番号を入れる。
④その画面で「登録」を選択	④その画面で「検索」を選択
⑤伝言登録完了	⑤伝言の検索結果が表示される。

### 2) その他、注意事項

- \* 被災地への安否確認、お見舞い電話は人命にかかわる連絡をつなぐに不可欠な連絡手段であるため、安否確認はなるべく「災害伝言板」等で確認をするようにしましょう。
- \* モードによって利用が異なる場合があります、事前に通信会社に確認をしておきましょう。
- \* もしもの場合に備えて体験サービスの利用を試みましょう。



## 7、わが家の防災評価(チェックシート)

### 家の中

- 家具の転倒防止策を行っている
- 寝室や子ども・高齢者の部屋に転倒しやすい家具などを置いていない
- 寝室にスリッパやくつを常備している
- 2階にピアノや重い家具などを置いていない
- 家具の上に重い物を置いていない
- 照明器具が落下しないよう固定している
- 本棚などの収納家具では重い物を下にしている
- ガラスに飛散防止フィルムをはっている
- 食器棚などの扉があかないよう金具を取り付けている
- 室内の逃げ道を確保している(通路に物を置いていない)
- 消火器を用意している



### 家の外

- 耐震診断・補強を行った(昭和56年以前に建てた家)
- 屋根の点検・補修をしている
- ブロック塀や外壁の点検・補修をしている
- シロアリの駆除を定期的に行っている
- アンテナや温水器はしっかり固定している
- 雨戸にガタツキやゆるみはない
- ベランダに植木鉢などの落下物を置いていない
- プロパンガスや灯油タンクは転倒防止をしている
- 物干し竿に落下防止策をしている
- 集合住宅では、バルコニーの仕切りや避難ハッチをふさがない
- ガス漏れ防止用のマイコンメーターがついている
- 側溝や排水溝は掃除して水はけをよくしてある
- 雨戸にガタツキやゆるみはない



### すぐに持ち出すものリスト

- 飲料水  
(交換日 年 月 日)
- 非常食  
(交換日 年 月 日)
- 懐中電灯・ラジオ(予備の電池)
- ヘルメット・防災ずきん・ふえ・マスク
- 緊急医薬品・常備薬・生理用品  
(キズ薬、ばんそうこう、かぜ薬、胃腸薬など)
- 貴重品・現金(小銭)  
(貯金通帳、印鑑など)
- 健康保険証・運転免許証のコピー
- ロウソク、ライター(マッチ)
- ナイフ、缶切り、スプーン、はし
- タオル、ウェットティッシュ
- 上着、下着、靴下
- くつ(避難用)、軍手、
- 筆記用具



非常用持出品

### 復旧までの数日間必要なもの

(3日程度)

- 飲料水  
(一人当たり1日3リットル目安  
(交換日 年 月 日))
- 食品  
(缶詰、レトルト食品、ドライフーズなど  
(交換日 年 月 日))
- 燃料  
(卓上コンロ、固形燃料、ガスボンベ、カイロ)
- 毛布・タオルケット、歯ブラシ、石鹸
- やかん、なべ、簡易食器  
(割りばし、紙皿、紙コップ)
- ティッシュ・トイレトペーパー
- 防寒着・雨具、ブルーシート、ひも
- 粉ミルク、紙オムツ、ほ乳瓶、シャンプー
- ビニール袋、布ガムテープ、ポリタンク
- 簡易トイレ、ラップ、アルミホイル
- 予備のメガネ、補聴器

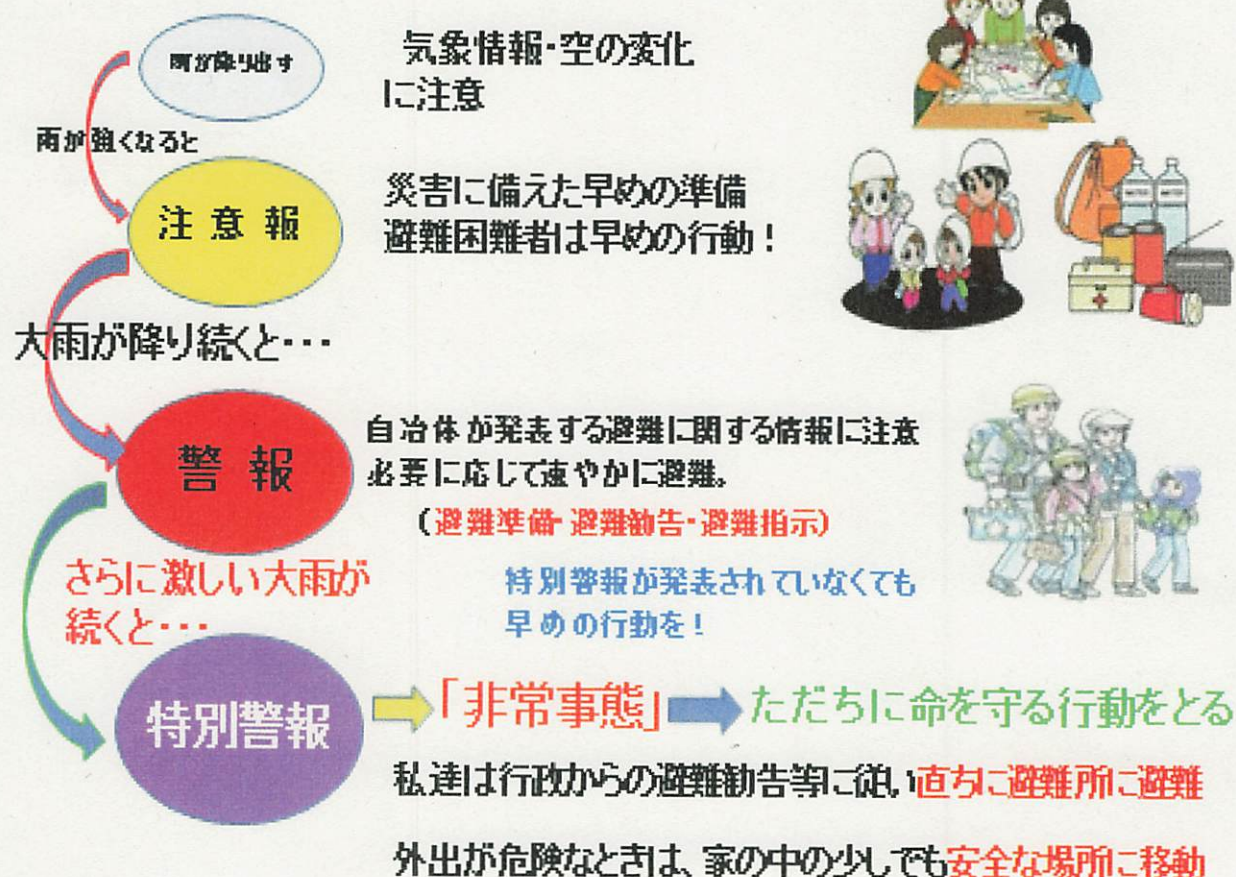


非常用備蓄品



## 8、気象警報について

# 警報のながれ(大雨の場合)





# ひばりヶ丘防災グループ規約

## (名称)

第1条 本グループは、ひばりヶ丘防災グループと称する。

## (目的)

第2条 本グループは自治会活動の一貫として住民隣保共同の精神に基づく自治会員の自主的な防災活動を行うことにより災害(自然災害、火災その他)による被害防止及び軽減を図ると共に将来に渡って安心な地域社会を築いていくことを目的とする。

## (構成団体)

第3条 本グループは自治会を代表団体にひばりヶ丘自治会防災グループと住民のボランティア支援者(以下(構成団体)と言う)をもって組織する。

## (他の団体との協働)

第4条 本グループは、前条に定める構成団体のほか、次条の活動地域において防災活動を行う他の団体の参画を促すとともに、当該団体と幅広く協働するようつとめるものとする。

## (活動地域)

第5条 本グループはたつの市揖保川町ひばりヶ丘自治会居住区を活動地域とする。但しグループ長の判断により揖保川町連合自治会全域を対象とすることができる。

## (防災計画)

第6条 本グループは災害防止及び災害の軽減を図るため、防災計画を策定する。

防災計画は次の事項について定める。

- ①防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- ②防災知識の普及に関すること。
- ③防災訓練の実施に関すること。
- ④災害発生時に於ける、救出、援護、避難誘導、応急手当等の訓練に関すること。(訓練はひばりヶ丘自衛消防隊組織で、1回/年実施)
- ⑤災害弱者(高齢対策)援護対策
- ⑥その他防災グループの目的達成するために必要な事項。

## (活動)

第7条 本グループは、第2条の目的を達成するため構成団体の活動を通じ次の活動を行う。

- ①自治会内の自主防災計画の策定。  
防災組織、連絡網、防災訓練等の活動計画、防災資機材の整備、備蓄、管理  
コミュニティファイルの整備(高齢者)、地域内の災害危険箇所、危険性の把握。
- ②災害を想定し一時避難所の確保と設置運営方法の検討(公民館等隣接公共の施設)
- ③一時避難所への避難方法と誘導訓練。
- ④家屋等の点検、安全対策(各戸)
- ⑤出火防止と初期消火(各戸)
- ⑥情報収集と救助活動
- ⑦災害時用連絡先の作成
- ⑧隣家及び家族内の連絡の確保(職場、親戚、家族の電話番号等)(各戸)

## (事務局)

第8条 本グループの事務局を代表団体に置く。(自治会長宅)

## (役員)

第9条

本グループに次の役員を置く

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ①グループリーダー(自治会防災・防犯担当監事) | 1名 |
| ②グループ長(自治会会長)           | 1名 |
| ③副Gr長(自治会副会長)           | 1名 |
| ④理事(自治会会計兼務)            | 2名 |

各役員の人選は自治会各組織編成表によるものとする。但し、問題が生じる場合グループ長の判断により別途選任することができる。

## (役員職務)

第10条

- ①グループリーダーはグループを代表し、その業務を総括する。
- ②グループ長はグループリーダーを補佐し、事故があるときはその職務を行う。
- ③グループリーダーは日常の業務及び訓練計画の立案、他の団体との協働活動の調整をおこなう。
- ④副Gr長・理事はこの規約及び総会の議決に基づき、本グループの活動業務の執行を行う。
- ⑤会計は(自治会会計兼務)、本グループの会計業務をおこなう。

## (役員及び支援者の任期)

第11条

基本的に所属する構成団体の任期による。  
ボランティア支援者は本人の任意の期間とする。

## (総会)

第12条

- ①総会は構成会員及びボランティア支援者をもつて構成する。  
但し総会の議決は構成員の1/3以上をもつて成立することとする。
- ②総会は毎年1回の開催を原則とする但し、必要なときは臨時に開催できる。  
但し総会の開催がやむおえない場合自治会の総会をもつてこれに変える事ができる。
- ③総会はグループ長が招集し議長をつとめる。
- ④総会は次の事項を審議する。  
ア)規約改正に関すること。  
イ)事業計画、事業報告に関すること。  
ウ)予算及び決算に関すること。  
エ)その他、総会が特に必要と認めた事項。

## (経費及び会計年度)

第13条

- ①本グループの運営に要する経費は自治会よりの支出金とその他補助金等の収入をもつてこれに企てる。
- ②本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。  
但し、会計は自治会の会計に一括する。

## (附則)

この規約は自治会の承認を得たうえ、18年7月1日から施行する。  
この規約は平成28年4月1日改正施行する。



# ひばりヶ丘自衛消防隊規約

## (名称)

第1条 本グループは、ひばりヶ丘自衛消防隊と称する。

## (目的)

第2条 本グループは自治会活動の一貫として住民、地域の相互扶助精神に基づき自治会員の災害意識高揚を図ると共に地震、火災、風水害及び重大な災害が発生(予測)した場合における災害応急対策の万全を期し、地域の秩序維持と福祉の確保を図るため自治会長の判断により自衛消防隊組織を編成して対処することを目的とする。

## (構成)

第3条 この隊の隊員はひばりヶ丘に居住する自治会員をもつて構成する。  
原則として満18才～59才までの男性自治会員は入隊の義務を有するものとする。

## (役員)

第4条 この隊に隊長及び副隊長・隊長補佐・情報(避難誘導)・救出(救護)・消防(水防)・物資班の役員を置く。

## (組織と担当)

第5条 第2条の目的を遂行するため、次の班を置き、それぞれの任務を担当する。

1) 隊長(業務全般指揮)	(担当責任者) 自治会長
2) 隊長補佐(指揮補佐)	(担当責任者) 防犯・防災担当グループリーダー
3) 副隊長(情報・避難誘導班)	(担当責任者) 副自治会長(男)
4) 救出救護班	(担当責任者) 副自治会長(女)・会計監査
5) 消防水防班	(担当責任者) 自治会書記
6) 物資班	(担当責任者) 自治会会計

## (対策会議、対策本部)

第6条 対策会議は担当責任者以上でもつて構成し災害の発生、又は発生するおそれがある時隊長が招集する。  
対策本部は災害が発生した時直ちに公民館に設置する。

## (市その他団体との協力体制)

第7条 隊は、災害応急対策の万全を期するため、市、消防署及び第3分団、隣接自治会と常に緊密に連絡をとり、応援態勢を確立することとする。

## (各自治会会員の心得)

第8条 1) 各所帯及び会員は、いつ、どこでも災害に対処できるよう、日常の備えと心構えを身につけるとともに災害発生時は隊の指示に従い、その活動が円滑に出来るよう協力する。  
2) 避難要請が出た場合、会員は自治会災害対策本部に避難場所等必要事項を届けること。  
3) 会員は自治会主催各種研修、訓練には積極的に参加、協力するものとする。

## (班の編成)

第9条 班長、副班長は当該隣保長よりその都度隊長が指名する。

1) 情報班	西1隣保～西3隣保長及びボランティア会員
2) 避難誘導班	西4隣保～西6隣保長及びボランティア会員
3) 救出救護班	西7隣保～西9隣保長及びボランティア会員
4) 消防水防班	東1隣保～東6隣保長及びボランティア会員
5) 物資班	満18才～59才迄の男性自治会会員 女性ボランティアグループで対処

## (活動内容)

### 第10条

#### 1) 情報班

- (1) 災害(被災)情報等を正確に収集し、隊長に報告する。  
又、必要に応じて各機関と連絡をはかる。
- (2) 迅速、正確な情報を会員に伝達し、混乱を防ぐ。
- (3) 各班相互の連絡、調整を行う。

#### 2) 避難誘導班

- (1) 市本部長から避難の勧告、命令があったとき、または隊長が必要と認めた時は敏速確実に伝達し、混乱なく安全に誘導し、その状況を隊長に報告する。
- (2) 避難会員が他の組織と混同しないようにするため、自己会員を把握すると共に目印となるものを携帯する。
- (3) 単独行動が出来ない者がいる場合は必要な手段をとる。
- (4) 避難会員の行動の把握につとめる。

#### 3) 救出救護班

- (1) 負傷者が出た場合は、安全な場所に収容し、応急手当をほどこし隊長に報告する。
- (2) 建物の倒壊、その他の事案により、救出、救護を要する者が生じた時は直ちに救出活動を行うとともに現場付近の人の協力をあおぐ。
- (3) 必要により救護所を設置する。

#### 4) 消防水防班

- (1) 火災発生が予想される時は直ちに火の始末を呼びかける。
- (2) 火災が発生した場合は、初期消火につとめる。
- (3) 水防作業に協力要請がある時は災害現場において水防活動に協力する。

#### 5) 物資班

- (1) 必要に応じ食料の炊き出し等給食活動を行う。
- (2) 市等より提供された食料を会員に配分する。
- (3) 救護物資等の供給があった時はそれらの物の受け入れと配分を行う。

#### \* 注意事項

各班の活動内容にこだわる事なく担当責任者、班長間で協議を密にし  
応援体制を取るよう相互に努力すものとする。

### 付 則

- 1) たつの市消防団揖保川第3分団の団員補充については当グループ内より補充する。
- 2) この規約はH7年4月1日より自治会会則を改正して5月15日より施行している規約を現状に即するように訂正したものである。
- 3) この規約はH28年4月1日より自治会会則の改正に伴い訂正したものである。